

府 食 第 2 6 7 号 平成15年11月12日

食品安全委員会 企画専門調査会座長 富永 祐民 殿

リスクコミュニケーション専門調査会座長 関澤 純

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について(意見)

標記について、リスクコミュニケーション専門調査会として、別添のとおり、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 13 条の部分について、意見を取りまとめましたので、報告します。

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について(意見)

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日 リスクコミュニケーション専門調査会

- 1. 食品安全基本法第 21 条に基づく基本的事項の策定について
 - ・ 食品健康影響評価の実施については、科学的な評価である旨を明示する。
 - ・ 情報及び意見の交換の促進(第13条)については、対応すべきハザードの認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進に努めることとし、目的のはっきりしない単なる情報と意見の交換ではないことを明確にする。
- 2.情報及び意見の交換の促進(第13条)について

検討項目1.「基本的な考え方」

・ 別紙のとおり「・対応すべきハザードの認知から食品の安全性の確保に関する 施策の策定に至る過程を通じて、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進に努 める。」を加える。

検討項目 2.「関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の方法」 関係行政機関

・ 別紙のとおり「・地方公共団体を含む関係行政機関の協力を得て、食品の安全性の確保に関する情報の収集に努めるとともに、関係行政機関による情報提供を支援する。」を加える。

情報及び意見の交換の促進

	10-11-7-17	T	\/\ \alpha\/\ \a	
条文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
(情報及び意見の交換の促進) 第13条 食品の安全性の確保に関する施 策の策定に当たっては、当びに表の過程 の公正性及び透明性を確保するため、策に 国民の公正性関する情報の提供するため、策に 対議的では、当時では、当時では、 のいてで、 のいれて、 のに、 で、 のに、 で、 のに、 のに、 のに、 のに、 のいいて、 のに、 のに、 のに、 のに、 のいいで、 のに、 のに、 のいいで、 のに、 のに、 のに、 のに、 のいいで、 のいで、 の	1 . 基本的考え方	食品安全委員会は、関係行政機関と連携して、リスクコミュニケーションの促進を図るとともに、そのあり方について検討を行っている。	係行政機関とが連携して、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。 ・ 対応すべきハザードの認知から 食品の安全性の確保に関する施策 の策定に至る過程を通じて、関係 者相互間の情報及び意見の交換の 促進に努める。	七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者
	2.関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の方法 食品安全委員会	食会会日 会会会日 会会会日 会会会日 会会会日 会会会日 会会会日 会会会日 会会会日 会会会日 会会会日 (委会月 の公開を にない、 でで会に の公開で の公開で の公開で の公開で の公開で の公開で の公開で の公開で のいに を、平原 の公開を のいに を、平原 のいに を、平原 のいに を、平原 のいに を、平原 のいに を、で、のに を、で、のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	・ 食品安全委員会は、その会議を原則公開で行うとともに、評価結果、勧告、意見等を公表することによって、引き続き情報の提供に努めることとする。	相互間の情報及び意見の交換 に関する事務の調整を行うこ と。 2~4 (略)
	関係行政機関	・ 厚生労働省においては、審議会の公開、情報の公開など、食品の安全性の開、情報の公開など、食品の安全性の確保に関する施策の策定等の過程の公正・透明性を確保するための取組を進めるとともに、当該施策の策定に意見を求めるパブリックコメントを実施している。	・ 食品の安全性の確保に関するが 食品の安全性の確保に関するずるでの情報の提供、見ついての情報の提供、見受の力 変けなど、関係者相互と図のが設まるでのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	

条 文	検討項目	現状	今後の方向	関係条文等
		また、食の安全に関するホームページを開設するとともに、行政の取組や、情報提供のあり方に関する意見を電子メールにより受け付けている。 さらに、政府広報など、食品の安全性の確保に関する情報の積極的な発信に努めている。		
		・農林水産省においては、農林水産省との懇談においては、農林水産省との懇談においては、一大では、大きが、一大では、大きが、一大では、大きが、一大では、大きが、一大では、大きが、一大では、大きが、一大では、大きが、一大が、一大が、一大が、一大が、一大が、一大が、一大が、一大が、一大が、一大		
	3. 食品安全委員会の行う関係者相互 間の情報及び意見の交換全体に関す る総合的マネージメント	食の安全に関する消費者等との意見交換会を関係所省で連携して行意見であり、10月15日現在、6回の意見交換の協力により行われている。また、リスクコミュニケーションテーションの手法、政府全体として望ましいリスクコミュニケーションのあり方について検討を行っている。	・ 二次の は	・ 「委員会は、フラー・ 「委員会は、フラー・ 「表員会は、フラー・ フラー・ フラー・ フラー・ フラー・ フラー・ フラー・ フラー・